

船舶インシデント調査報告書

令和6年10月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年11月2日 14時30分ごろ
発生場所	関門港若松区北湊泊地 若松洞海湾口防波堤灯台から真方位229° 2.3海里付近 （概位 北緯33° 55.0′ 東経130° 48.9′）
インシデントの概要	プレジャーボート孝洋丸は、出航中、主機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年4月9日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 孝洋丸、5トン未満（長さ4.43m） 290-26138福岡、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力29.42kW、回転数毎分5,500、3気筒、ボア72mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、昭和59年10月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、試運転と周遊の目的で関門港若松区北湊泊地の係留場所を出航した直後、船外機が停止し、再始動を試みたが始動できなかった。</p> <p>船長は、錨を投入しようとしたが、錨を保管していた物入れの鍵を紛失して錨を取り出すことができず、本船が関門港若松航路に向けて圧流され始めたので118番通報を行った。</p> <p>本船は、付近を通り掛かった小型船舶にえい航され、係留場所に帰航した。</p> <p>本船は、本インシデント後、整備業者が点検したところ、船外機からメインスイッチにつながる配線が断線し、メインスイッチを操作しても船外機が始動しない状態となっていることが判明した。</p> <p>本船は、船外機からメインスイッチにつながる配線が船体内部に配置されていて目視することができないため、船長は同配線の点検を行っていなかった。</p> <p>船長は、本インシデントの2年半前に本船を中古で譲り受け、過去の整備状況を把握していなかった。</p>
分析	本船は、船外機からメインスイッチにつながる配線の点検が行われ

	<p>ていない中、出航した直後、同配線が断線したことから、船外機が停止して再始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、船外機からメインスイッチにつながる配線が船体内部に配置されていて目視することができなかったことから、同配線の点検を行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船外機からメインスイッチにつながる配線が断線した状況については、詳しい調査が行われておらず、明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、船外機からメインスイッチにつながる配線の点検が行われていない中、出航した直後、同配線が断線したため、船外機が停止して再始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、自身で行うことが難しい箇所点検については整備業者に依頼するなどして詳細な点検を行うこと。 ・ 船長は船齢の古い船舶を入手した際、過去の整備状況について前の所有者から情報を得ること。